



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 6 日 (金)
第 8 5 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 告 示 | 県政テレビに関するアンケートの実施 (669) (広報課) 2 |
| ◇ 選管告示 | 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (38) 3 |
| ◇ 公 告 | 森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) 3 |
| | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4 |
| | 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 4 |
| ◇ 調達公告 | 制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 6 |

告 示

鳥取県告示第669号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
県政テレビに関するアンケート
 - 2 調査の目的
県政テレビの視聴状況等について伺い、より県民目線に立った情報発信を進めるための参考にすることを目的とする。
 - 3 調査対象の範囲
満18歳以上の県内に在住し、勤務し、又は通学している者であって県政参画電子アンケートの会員として登録されているもの
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 性別
 - イ 年齢
 - ウ 住所（東部、中部又は西部の地域単位）
 - エ 視聴経験の有無
 - オ 視聴理由
 - カ 番組の長さへの感想
 - キ 番組の放送時間への感想
 - ク 番組の放送曜日への感想
 - ケ 番組の内容についての感想
 - コ 番組で採用してほしい内容
 - (2) その基準となる期日
報告をした日
 - 5 報告を求める者
県政参画電子アンケート会員（全員）
 - 6 報告を求めるために用いる方法
県政参画電子アンケート会員に対してメールを送付し、指定アドレスから調査サイトにアクセスし、回答する方法で行う。
 - 7 報告を求める期間
平成25年10月15日から10月29日まで
 - 8 調査票情報の保存期間
5年間
 - 9 結果の公表方法
調査結果報告書を作成し、公表する。
-

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第38号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成25年9月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

| | |
|--|---------|
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 9,598 |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 146,650 |
| 鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 52,355 |
| 米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 40,220 |
| 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 13,628 |
| 境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 9,763 |
| 岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,493 |
| 八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 8,485 |
| 東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 16,163 |
| 西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 12,258 |
| 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,604 |

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月6日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

| 開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名 | 開発者の住所又は主たる事務所の所在地 | 開発行為を行う土地の所在地 | 開発行為の目的 | 土地の面積 | | | 開発行為の工期 | 開発行為の許可年月日 |
|--------------------|--------------------|---------------|----------|--------------|---------------------|-----------------|--------------------------|------------|
| | | | | 開発事業区域の土地の面積 | 開発行為をしようとする森林の土地の面積 | 開発行為に係る森林の土地の面積 | | |
| 足立 義明 | 岩美郡岩美町真名374 | 岩美郡岩美町大字浦富地内 | 石材用原石の採取 | 4.4088ヘクタール | 4.3782ヘクタール | 1.9460ヘクタール | 平成25年8月19日から平成28年8月18日まで | 平成25年8月19日 |

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年9月6日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 区分 種別 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|----------|---------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 経験者講習 | 平成25年10月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署 | 八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| | 平成25年10月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第34会議室 | 鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年9月6日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|--|------------------------|---------|------------------------------------|------|
| 平成25年10月7日 午前8時30分から 午前11時30分まで | 西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場 | トラップ射撃 | 7 ¹ / ₂ 号の散弾 | 6人 |
| 平成25年10月13日 午前9時から午前 11時20分まで | 倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成25年10月28日 午前8時30分から 午前11時30分まで | 西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成25年10月28日 午後1時から午後 4時まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

| 日 時 | 場 所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|----------------------------------|-------------------------------|-----------------|------------------|------|
| 平成25年10月1日 午前9時から正午 まで | 岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場 | 大口径ライフル銃 等射撃 | 大口径ライフル銃等に適合する実包 | 1人 |
| 平成25年10月3日 午前9時から正午 まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成25年10月8日 午前9時から正午 まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成25年10月10日 午前9時から正午 まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成25年10月15日 午前9時から正午 まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成25年10月15日 午前10時から午後 3時まで | 岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場 | 〃 | 〃 | 6人 |
| 平成25年10月17日 午前9時から正午 まで | 岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場 | 〃 | 〃 | 1人 |
| 平成25年10月22日 午前9時から正午 まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|
| 平成25年10月24日 午前9時から正午 まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成25年10月29日 午前9時から正午 まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成25年10月31日 午前9時から正午 まで | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

統合照会システム開発、機器賃貸借及び保守業務

ア 借入物品

- (ア) 統合照会システムサーバ 一式
(イ) 統合照会システムサーバのソフトウェア 一式

イ 購入物品

- (ア) 統合照会システムにかかる開発プログラム 一式
(イ) ソースコード及びプログラム・モジュール 一式
(ウ) システムドキュメント 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年2月28日

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成26年3月1日から平成31年2月28日までとする。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額とし、内訳欄にア及びイの合計額並びにウの金額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価格

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年9月6日(金)から同年10月16日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年9月30日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者に関する要件

ア 2 者それぞれが(1)のア及びイの要件を満たしていること。

イ 2 者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であり、他の 1 者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年9月30日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者のうちの 1 者でないこと。

エ 2 者のうち 1 者は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年9月6日（金）から同月17日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年10月16日（水）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月15日（火）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成25年10月1日（火）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項に規定する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、1の(5)のア及びイの合計額並びにウのそれぞれが会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、その合計額が最低価格の有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするところがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。